

【表紙】	
【提出書類】	変更報告書No . 5
【根拠条文】	法第27条の25第1項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	株式会社ムトウエンタープライズ2 代表取締役 武藤 英明
【住所又は本店所在地】	神奈川県横浜市神奈川区六角橋六丁目 2 2 - 1 5
【報告義務発生日】	2026年9月14日
【提出日】	2026年9月24日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	3
【提出形態】	連名
【変更報告書提出事由】	株券等に関する担保契約等重要な契約に関する変更

第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社 J P M C
証券コード	3276
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

(1)【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	株式会社ムトウエンタープライズ2
住所又は本店所在地	神奈川県横浜市神奈川区六角橋六丁目2-15
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	2023年4月28日
代表者氏名	武藤 英明
代表者役職	代表取締役
事業内容	有価証券の所有・管理

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	株式会社 J P M C 取締役常務執行役員グループCFO兼ファイナンス本部長 屋宮貴之
電話番号	03-6268-5225

(2) 【保有目的】

発行者の代表取締役である武藤英明の資産管理会社であり、安定株主として長期保有を目的としております。

なお、(6) 「当該株券等に関する担保契約等重要な契約」に記載のとおり、提出者 1 は、2026年 8 月 3 日付で、株式会社 Amsterdam1 及び株式会社 Amsterdam2 (以下、総称して「公開買付者ら」といいます。) との間で、公開買付者らによる発行者の普通株式 (以下「発行者株式」といいます。) に対する公開買付け (以下「本公開買付け」といいます。) の実施にあたり、公開買付不応募契約 (以下「本不応募契約」といいます。) を締結し、提出者 1 は、その所有する発行者株式の全て (4,401,400 株) (以下「本不応募合意株式」といいます。) について本公開買付けに応募しない旨、発行者株式の併合 (以下「本株式併合」といいます。) 及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会において、本不応募合意株式に関して、本株式併合に関連する議案に提出者 1 が賛成する旨、また、本株式併合の効力発生後に提出者 1 が発行者による本不応募合意株式の取得 (以下「本自己株式取得」といいます。) に応じて本不応募合意株式の全てを発行者に売却する旨等について合意しております。

(3) 【重要提案行為等】

該当事項なし

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号	法第27条の23 第3項第3号
株券又は投資証券等 (株・口)	4,401,400			
新株予約権証券又は新投資口 予約権証券等 (株・口)	A	-	H	O
新株予約権付社債券 (株)	B	-	I	P
対象有価証券カバードワラント	C		J	Q
株券預託証券				
株券関連預託証券	D		K	R
株券信託受益証券				
株券関連信託受益証券	E		L	S
対象有価証券償還社債	F		M	T
他社株等転換株券	G		N	U
合計 (株・口)	V 4,401,400	W	X	Y
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	Z			
共同保有者間で引渡請求権等 の権利が存在するものとして 控除する株券等の数	AA			
保有株券等の数 (総数) (V+W+X+Y-Z-AA)	AB			4,401,400
株券、株券預託証券及び株券 信託受益証券のうち保有潜在 株券等の数に加算すべきもの の数	AC			

保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L +M+N+O+P+Q+R+S+T+U+AC)	
---	--

【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (2026年9月14日現在)	AD	17,725,600
提出者及び共同保有者の保有潜在株券等の数	AE	
保有潜在株券等のうち共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する潜在株券等の数	AF	
上記提出者の株券等保有割合(%) ($AB / (AD + AE - AF) \times 100$)		24.83
直前の報告書に記載された株券等保有割合(%)		24.83

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

2023年5月31日付で、株式会社三菱UFJ銀行と有価証券担保設定契約を締結し、保有株式のうち2,208,000株を担保として差し入れ、2024年1月19日に1,000,000株を担保解除しております。

2023年5月31日付で、野村信託銀行株式会社と有価証券担保設定契約を締結し、保有株式のうち1,100,000株を担保として差し入れ、2025年1月22日に100,000株を担保解除しております。

2024年1月25日付で、株式会社三井住友銀行と有価証券担保設定契約を締結し、保有株式のうち519,248株を担保として差し入れております。

2026年8月3日付で、公開買付者らと本不応募契約を締結し、本不応募合意株式について、本公開買付けに応募しない旨の合意をしております。また、本不応募契約において、以下の内容を合意しております。なお、本公開買付けにおける買付条件の変更に伴い、公開買付者らと提出者1は、2026年9月14日付で本不応募合意株式1株当たりの対価額を1,860円から1,872円に修正する合意をしております。

(ア) 提出者1は、本不応募契約締結日から本自己株式取得日までの間、本不応募合意株式の全部又は一部について、譲渡、担保設定その他の処分(本公開買付け以外の公開買付けへの応募を含むがこれに限らない。)を行わず、また、発行者株式又は発行者株式に係る権利の取得を行わない。

(イ) 提出者1は、自ら又は他の者をして、公開買付者ら以外の者との間で、直接又は間接に、本公開買付けと競合、矛盾若しくは抵触し、又はそのおそれのある一切の行為(第三者との合意、合意に向けた申込み、申込みの誘引、承諾、協議、交渉、勧誘又は情報提供を含むがこれらに限らない。)を行わず、公開買付者ら以外の第三者から当該行為に関する勧誘、提案、情報提供又は申込みを受けた場合には、直ちに公開買付者らにその旨及びこれらの内容を通知し、かかる第三者への対応について公開買付者らと誠実に協議する。

(ウ) 提出者1及び公開買付者らは、発行者をして、本株式併合の効力発生を条件として、本株式併合の効力発生日の翌営業日又は公開買付者ら及び発行者が別途合意する日を効力発生日として、本自己株式取得に必要な資金及び配当可能利益を確保するために、公開買付者らに対する第三者割当増資により資金を調達し、かつ発行者の資本金及び資本準備金の額の減少(以下「本減資等」という。)を実施させたとうえで、本減資等の効力発生日の翌営業日又は公開買付者ら及び発行者が別途合意する日に本自己株式取得を実施させる。

(エ) 本不応募合意株式1株当たりの対価額は1,872円とする。

(オ) 提出者1は、本不応募契約締結日から本自己株式取得日までの間、本不応募契約に明示的に定める事項を除き、公開買付者らの事前の書面による承諾なく、発行者の株主総会の招集請求権(会社法第297条)、株主提案権(会社法第303条乃至第305条)その他の株主権を行使しない。

(カ) 提出者1は、本不応募契約締結日から本自己株式取得日までの間に開催される発行者の株主総会において議決権を行使できる場合、()剰余金の配当その他の処分に関する議案、()株主提案に係る議案、及び()可決されれば発行者及び連結子会社6社(株式会社JPMCアセットマネジメント、株式会社JPMCファイナンス、みらい少額短期保険株式会社、株式会社JPMCワークス&サプライ、株式会社JPMCEージェンシー、株式会社JPMCシンエイ)(以下、総称して「発行者グループ」という。)の財政状態、経営成績、キャッシュ・フロー、事業、資産、負債若しくは将来の収益計画又はその見通しに重大な影響を及ぼす又は及ぼすことが合理的に予想される議案が上程されるときは、その保有する発行者株式に係る当該株主総会における議決権について、当該議案に反対の議決権を行使する。ただし、公開買付者らが事前に書面で承諾した議案については賛成の議決権を行使する。

(キ) 本公開買付けが成立した場合において、本公開買付けの決済開始日より前の日を権利行使の基準日とする発行者の株主総会が、本公開買付け決済開始日以降に開催される場合、提出者1は、本不応募合意株式に係る当該株主総会における議決権その他の一切の権利行使について、公開買付者らの指示に従って権利行使し、公開買付者らの意思が適切に反映されるために必要な措置(もしあれば)を執る。

(ク) 提出者1及び公開買付者らは、本不応募契約締結日以降、()自らの表明及び保証が虚偽若しくは不正確となる具体的なおそれがある事由を認識した場合、又は()自らの本不応募契約上の義務違反を認識した場合には、速やかに、相手方当事者に書面で事実関係を特定して通知するものとする。

(7) 【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額(AG)(千円)	146,229
借入金額計(AH)(千円)	4,790,929
その他金額計(AI)(千円)	
上記(AI)の内訳	

取得資金合計（千円）（AG+AH+AI）	4,937,159
----------------------	-----------

【借入金の内訳】

名称（支店名）	業種	代表者氏名	所在地	借入 目的	金額 （千円）
株式会社三菱UFJ銀行（八重洲通支店）	銀行	大澤 正和	東京都中央区新富1丁目18-1	2	4,790,929

【借入先の名称等】

名称（支店名）	代表者氏名	所在地

2【提出者（大量保有者）／2】

（1）【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	武藤 英明
住所又は本店所在地	神奈川県横浜市神奈川区六角橋六丁目
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	会社役員
勤務先名称	株式会社JPMC
勤務先住所	東京都千代田区丸の内三丁目4番2号

【法人の場合】

設立年月日	
代表者氏名	
代表者役職	
事業内容	

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	株式会社JPMC 取締役常務執行役員グループCFO兼ファイナンス本部長 屋宮貴之
電話番号	03-6268-5225

(2) 【保有目的】

発行者の代表取締役であり、経営の安定化を図るために保有しております。

なお、(6) 「当該株券等に関する担保契約等重要な契約」に記載のとおり、提出者 2 は、2026年 8 月 3 日付で、公開買付者らとの間で、本公開買付けの実施にあたり、公開買付応募契約（以下「本応募契約（提出者 2）」といいます。）を締結し、提出者 2 が所有する発行者株式の全てから、発行者の取締役役に付与された発行者の譲渡制限付株式で2026年 8 月 3 日現在において譲渡制限が解除されていないもののうち、提出者 2 に対して付与された20,243株を控除した505,365株（以下「本応募合意株式（提出者 2）」といいます。）について、本公開買付けに応募する旨を合意しております。

(3) 【重要提案行為等】

該当事項なし

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号	法第27条の23 第3項第3号
株券又は投資証券等（株・口）	525,608			
新株予約権証券又は新投資口 予約権証券等（株・口）	A	-	H	O
新株予約権付社債券（株）	B	-	I	P
対象有価証券カバードワラント	C		J	Q
株券預託証券				
株券関連預託証券	D		K	R
株券信託受益証券				
株券関連信託受益証券	E		L	S
対象有価証券償還社債	F		M	T
他社株等転換株券	G		N	U
合計（株・口）	V 525,608	W	X	Y
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	Z			
共同保有者間で引渡請求権等 の権利が存在するものとして 控除する株券等の数	AA			
保有株券等の数（総数） （V+W+X+Y-Z-AA）	AB			525,608
株券、株券預託証券及び株券 信託受益証券のうち保有潜在 株券等の数に加算すべきもの の数	AC			
保有潜在株券等の数 （A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L +M+N+O+P+Q+R+S+T+U+AC）				

【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） （2026年9月14日現在）	AD	17,725,600
提出者及び共同保有者の保有潜在株券等の数	AE	
保有潜在株券等のうち共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する潜在株券等の数	AF	
上記提出者の株券等保有割合（％） （ $AB / (AD + AE - AF) \times 100$ ）		2.97
直前の報告書に記載された株券等保有割合（％）		2.97

（５）【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

2026年8月3日付で、公開買付者らと本応募契約（提出者2）を締結し、本応募合意株式（提出者2）について、本公開買付けに応募する旨の合意をしております。また、本応募契約（提出者2）において、以下の内容を合意しております。

（ア）提出者2は、本応募契約（提出者2）締結日から本公開買付けの決済開始日までの間、本応募合意株式（提出者2）の全部又は一部について、譲渡、担保設定その他の処分（本公開買付け以外の公開買付けへの応募を含むがこれに限らない。）を行わず、また、発行者株式又は発行者株式に係る権利の取得を行わない。

（イ）提出者2は、自ら又は他の者（自らが支配するものを含む。）をして、公開買付者ら以外の者との間で、直接又は間接に、本公開買付けと競合、矛盾若しくは抵触し、又はそのおそれのある一切の行為（第三者との合意、合意に向けた申込み、申込みの誘引、承諾、協議、交渉、勧誘又は情報提供を含むがこれらに限らない。）を行わず、公開買付者ら以外の第三者から当該行為に関する勧誘、提案、情報提供又は申込みを受けた場合には、直ちに公開買付者らにその旨及びこれらの内容を通知し、かかる第三者への対応について公開買付者らと誠実に協議する。

（ウ）本公開買付けが開始されたが本公開買付けに係る応募株券等の総数が買付予定数の下限に満たず、本公開買付けが成立せず、本応募契約（下記「3 提出者（大量保有者）/ 3」の「（2）保有目的」において定義する。以下同じ。）が解除され又は終了した場合であっても、（イ）の規定は、本応募契約終了後18ヶ月は引き続き効力を有するものとする。

（エ）提出者2は、本応募契約（提出者2）に明示的に定める事項及び公開買付者らが事前に書面により同意した事項を除き、発行者グループをして、従前の慣行に従った通常の業務の範囲内において、その業務を行わせる。

（オ）提出者2は、本応募契約（提出者2）締結日から本公開買付けの決済開始日までの間、本応募契約（提出者2）に明示的に定める事項を除き、公開買付者らの事前の書面による承諾なく、発行者の株主総会の招集請求権（会社法第297条）、株主提案権（会社法第303条乃至第305条）その他の株主権を行使しない。

（カ）提出者2は、本応募契約（提出者2）締結日から本公開買付けの決済開始日までの間に開催される発行者の株主総会において議決権を行使できる場合、（ ）剰余金の配当その他の処分に関する議案、（ ）株主提案に係る議案、及び（ ）可決されれば発行者グループの財政状態、経営成績、キャッシュ・フロー、事業、資産、負債若しくは将来の収益計画又はその見通しに重大な影響を及ぼす又は及ぼすことが合理的に予想される議案が上程されるときは、その保有する発行者株式に係る当該株主総会における議決権について、当該議案に反対の議決権を行使する。ただし、公開買付者らが事前に書面で承諾した議案については賛成の議決権を行使する。

（キ）本公開買付けが成立した場合において、本公開買付けの決済開始日より前の日を権利行使の基準日とする発行者の株主総会が、本公開買付け決済開始日以降に開催される場合、提出者2は、本応募合意株式（提出者2）に係る当該株主総会における議決権その他の一切の権利行使について、公開買付者らの指示に従って権利行使し、公開買付者らの意思が適切に反映されるために必要な措置（もしあれば）を執る。

（ク）提出者2は、発行者が、本自己株式取得を行った後速やかに、提出者2及び公開買付者らが別途合意する価格（ただし、公開買付けにおける価格の均一性の規制に反しないことを前提とする。）で、提出者2の株式会社Helsinki1及び株式会社Helsinki2（以下、総称して「公開買付者親会社ら」という。）の議決権保有割合がそれぞれ5%になるよう公開買付者親会社らの普通株式をそれぞれ引き受けるものとする。

（ケ）提出者2及び公開買付者らは、本応募契約（提出者2）締結日以降、（ ）自らの表明及び保証が虚偽若しくは不正確となる具体的なおそれがある事由を認識した場合、又は（ ）自らの本応募契約（提出者2）上の義務違反を認識した場合には、速やかに、相手方当事者に書面で事実関係を特定して通知するものとする。

(7) 【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額（AG）（千円）	121,661
借入金額計（AH）（千円）	
その他金額計（AI）（千円）	
上記（AI）の内訳	2024年4月17日付で譲渡制限付株式報酬の付与により20,243株を取得しております。
取得資金合計（千円）（AG+AH+AI）	121,661

【借入金の内訳】

名称（支店名）	業種	代表者氏名	所在地	借入 目的	金額 （千円）
---------	----	-------	-----	----------	------------

--	--	--	--	--	--

【借入先の名称等】

名称（支店名）	代表者氏名	所在地

3 【提出者（大量保有者） / 3】

（ 1 ）【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	株式会社ムトウエンタープライズ3
住所又は本店所在地	神奈川県横浜市神奈川区六角橋六丁目2-15
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	1997年12月1日
代表者氏名	武藤 英明
代表者役職	代表取締役
事業内容	有価証券の所有・管理

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	株式会社JPMC 取締役常務執行役員グループCFO兼ファイナンス本部長 屋宮貴之
電話番号	03-6268-5225

（ 2 ）【保有目的】

発行者の代表取締役である武藤英明の資産管理会社であり、安定株主として長期保有を目的としております。

なお、（ 6 ）「当該株券等に関する担保契約等重要な契約」に記載のとおり、提出者3は、2026年8月3日付で、公開買付者らとの間で、本公開買付けの実施にあたり、公開買付応募契約（以下「本応募契約（提出者3）」といい、本応募契約（提出者2）及び本応募契約（提出者3）を総称して「本応募契約」といいます。）を締結し、提出者3が所有する発行者株式の全て（87,900株）（以下「本応募合意株式（提出者3）」といいます。）を本公開買付けに応募する旨を合意しております。

（ 3 ）【重要提案行為等】

該当事項なし

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号	法第27条の23 第3項第3号
株券又は投資証券等（株・口）	87,900			
新株予約権証券又は新投資口 予約権証券等（株・口）	A	-	H	O
新株予約権付社債券（株）	B	-	I	P
対象有価証券カバードワラント	C		J	Q
株券預託証券				
株券関連預託証券	D		K	R
株券信託受益証券				
株券関連信託受益証券	E		L	S
対象有価証券償還社債	F		M	T
他社株等転換株券	G		N	U
合計（株・口）	V 87,900	W	X	Y
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	Z			
共同保有者間で引渡請求権等 の権利が存在するものとして 控除する株券等の数	AA			
保有株券等の数（総数） （ V+W+X+Y-Z-AA ）	AB 87,900			
株券、株券預託証券及び株券 信託受益証券のうち保有潜在 株券等の数に加算すべきもの の数	AC			
保有潜在株券等の数 （ A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L +M+N+O+P+Q+R+S+T+U+AC ）				

【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） （ 2026年9月14日現在 ）	AD 17,725,600
提出者及び共同保有者の保有潜在株券等の 数	AE
保有潜在株券等のうち共同保有者間で引渡 請求権等の権利が存在するものとして控除 する潜在株券等の数	AF
上記提出者の株券等保有割合（％） （ AB / （ AD+AE-AF ） × 100 ）	0.50

直前の報告書に記載された 株券等保有割合（％）	0.50
----------------------------	------

（５）【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価

（６）【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

2026年8月3日付で、公開買付者らと本応募契約（提出者３）を締結し、本応募合意株式（提出者３）について、本公開買付けに応募する旨の合意をしております。また、本応募契約（提出者３）において、以下の内容を合意しております。

（ア）提出者３は、本応募契約（提出者３）締結日から本公開買付けの決済開始日までの間、本応募合意株式（提出者３）の全部又は一部について、譲渡、担保設定その他の処分（本公開買付け以外の公開買付けへの応募を含むがこれに限らない。）を行わず、また、発行者株式又は発行者株式に係る権利の取得を行わない。

（イ）提出者３は、自ら又は他の者をして、公開買付者ら以外の者との間で、直接又は間接に、本公開買付けと競合、矛盾若しくは抵触し、又はそのおそれのある一切の行為（第三者との合意、合意に向けた申込み、申込みの誘引、承諾、協議、交渉、勧誘又は情報提供を含むがこれらに限らない。）を行わず、公開買付者ら以外の第三者から当該行為に関する勧誘、提案、情報提供又は申込みを受けた場合には、直ちに公開買付者らにその旨及びこれらの内容を通知し、かかる第三者への対応について公開買付者らと誠実に協議する。

（ウ）提出者３は、本応募契約（提出者３）締結日から本公開買付けの決済開始日までの間、本応募契約（提出者３）に明示的に定める事項を除き、公開買付者らの事前の書面による承諾なく、発行者の株主総会の招集請求権（会社法第297条）、株主提案権（会社法第303条乃至第305条）その他の株主権を行使しない。

（エ）提出者３は、本応募契約（提出者３）締結日から本公開買付けの決済開始日までの間に開催される発行者の株主総会において議決権を行使できる場合、（ ）剰余金の配当その他の処分に関する議案、（ ）株主提案に係る議案、及び（ ）可決されれば発行者グループの財政状態、経営成績、キャッシュ・フロー、事業、資産、負債若しくは将来の収益計画又はその見通しに重大な影響を及ぼす又は及ぼすことが合理的に予想される議案が上程されるときは、その保有する発行者株式に係る当該株主総会における議決権について、当該議案に反対の議決権を行使する。ただし、公開買付者らが事前に書面で承諾した議案については賛成の議決権を行使する。

（オ）本公開買付けが成立した場合において、本公開買付けの決済開始日より前の日を権利行使の基準日とする発行者の株主総会が、本公開買付け決済開始日以降に開催される場合、提出者３は、本応募合意株式（提出者３）に係る当該株主総会における議決権その他の一切の権利行使について、公開買付者らの指示に従って権利行使し、公開買付者らの意思が適切に反映されるために必要な措置（もしあれば）を執る。

（カ）提出者３及び公開買付者らは、本応募契約（提出者３）締結日以降、（ ）自らの表明及び保証が虚偽若しくは不正確となる具体的なおそれがある事由を認識した場合、又は（ ）自らの本応募契約（提出者３）上の義務違反を認識した場合には、速やかに、相手方当事者に書面で事実関係を特定して通知するものとする。

（７）【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額（AG）（千円）	99,960
借入金額計（AH）（千円）	
その他金額計（AI）（千円）	
上記（AI）の内訳	
取得資金合計（千円）（AG+AH+AI）	99,960

【借入金の内訳】

名称（支店名）	業種	代表者氏名	所在地	借入 目的	金額 （千円）

【借入先の名称等】

名称（支店名）	代表者氏名	所在地

第3【共同保有者に関する事項】

該当事項なし

第4【提出者及び共同保有者に関する総括表】

1【提出者及び共同保有者】

- (1) 株式会社ムトウエンタープライズ2
- (2) 武藤 英明
- (3) 株式会社ムトウエンタープライズ3

2【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】

(1)【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号	法第27条の23 第3項第3号
株券又は投資証券等（株・口）	5,014,908			
新株予約権証券又は新投資口 予約権証券等（株・口）	A	-	H	O
新株予約権付社債券（株）	B	-	I	P
対象有価証券カバードワラント	C		J	Q
株券預託証券				
株券関連預託証券	D		K	R
株券信託受益証券				
株券関連信託受益証券	E		L	S
対象有価証券償還社債	F		M	T
他社株等転換株券	G		N	U
合計（株・口）	V 5,014,908	W	X	Y
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	Z			
共同保有者間で引渡請求権等 の権利が存在するものとして 控除する株券等の数	AA			
保有株券等の数（総数） （V+W+X+Y-Z-AA）	AB 5,014,908			
株券、株券預託証券及び株券 信託受益証券のうち保有潜在 株券等の数に加算すべきもの の数	AC			

保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L +M+N+O+P+Q+R+S+T+U+AC)	
---	--

(2) 【株券等保有割合】

発行済株式等総数 (株 ・ 口) (2026年9月14日現在)	AD	17,725,600
提出者及び共同保有者の保有潜在株券等の数	AE	
保有潜在株券等のうち共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する潜在株券等の数	AF	
上記提出者の株券等保有割合 (%) (AB / (AD+AE-AF) × 100)		28.29
直前の報告書に記載された株券等保有割合 (%)		28.29

(3) 【共同保有における株券等保有割合の内訳】

提出者及び共同保有者名	保有株券等の数 (総数) (株 ・ 口)	株券等保有割合 (%)
株式会社ムトウエンタープライズ2	4,401,400	24.83
武藤 英明	525,608	2.97
株式会社ムトウエンタープライズ3	87,900	0.50
合計	5,014,908	28.29